

## 令和3年度 新潟市教育ビジョン推進委員会委員名簿

No.	役 職	委 員 名	所 属
1	委 員	小 川 崇	新潟市社会教育委員会議副議長 新潟中央短期大学幼児教育科教授
2	委 員	鏡 十代栄	公 募 委 員
3	委 員	熊 谷 いみ子	前新潟県立生涯学習推進センター 学 習 相 談 員
4	委 員	小 見 直 樹	新潟市小中学校PTA連合会会長
5	委 員	齊 藤 裕 子	新潟市小学校長会・結小学校長
6	委 員	佐 藤 朗 子	新潟青陵大学福祉心理学部教授
7	委 員	佐 藤 靖 子	新潟市中学校長会・西川中学校長
8	委 員	松 井 賢 二	新 潟 大 学 教 育 学 部 教 授

(委員は50音順・敬称略)

## 令和3年度 新潟市教育ビジョン推進本部名簿

No.	役 職	所 属	氏 名
1	本 部 長	教 育 次 長	本 間 金一郎 ※
2	副 本 部 長	教 育 次 長	池 田 浩
3	本 部 員	教 育 総 務 課 長	渡 辺 和 則
4	〃	学 務 課 長	加 藤 浩 志
5	〃	施 設 課 長	高 橋 裕 幸
6	〃	保 健 給 食 課 長	袖 山 直 也 ※
7	〃	地 域 教 育 推 進 課 長	宇ノ井 修 二
8	〃	学 校 人 事 課 長	吉 田 亨
9	〃	教 育 職 員 課 長	栗 林 裕 之
10	〃	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	小 林 圭 一
11	〃	学 校 支 援 課 長	山 田 哲 哉
12	〃	教育相談センター・特別支援教育 サポーターセンター 所長	桑 原 通 泰 ※
13	〃	生 涯 学 習 セ ン タ ー 所 長	枝 並 素 子
14	〃	中 央 公 民 館 長	渡 部 和 人 ※
15	〃	中 央 図 書 館 長	吉 田 英 津 子

※今年度より本部員になられた方

事務局 教育総務課教育政策室  
室長  
副参事  
副参事  
副参事  
主幹  
主査

萩野真美  
遠藤隆一  
坂井川信哉  
早樋口育美  
市村未緒

## 新潟市教育ビジョン推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 新潟市教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）の進行管理を行うため、新潟市教育ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

第2条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 教育ビジョンの実施計画について意見を述べること
- (2) 教育ビジョンの進捗状況について報告を受け、助言を行うこと
- (3) その他教育ビジョンの進行管理について助言を行うこと

(委員構成等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。

- 2 委員は、市民、識者及び小中学校の校長のうちから構成する。
- 3 委員のうち2人以内は公募により選任し、公募委員の選任方法は別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

- 2 任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会の進行を行う。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、新潟市教育ビジョン推進本部設置要綱第3条で規定する本部長（以下「教育ビジョン推進本部長」という。）が招集する。

- 2 教育ビジョン推進本部長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育総務課内に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育ビジョン推進本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。  
(（仮称）新潟市教育ビジョン検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 (（仮称）新潟市教育ビジョン検討委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。